

掛川市情報公開条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示

第1節 公文書の開示手続等（第5条—第16条）

第2節 不服申立て等（第17条—第19条の5）

第3節 他の制度との調整（第20条・第21条）

第3章 情報公開の総合的な推進（第22条—第25条）

第4章 雑則（第26条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の市政についての知る権利を尊重して、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって掛川市（以下「市」という。）の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- (3) 公文書の開示 実施機関が次章に定めるところにより、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写し（電磁的記録にあつては、規則で定める方法によるものに限る。）を交付することをいう。

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、市民の公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解

積し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

第1節 公文書の開示手続等

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、当該請求に係る公文書（以下「開示請求文書」という。）を保有している実施機関に対して、実施機関が別に定める請求書を提出しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、開示請求文書に係る公文書の開示をしなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公文書の開示をしなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求文書に不開示情報(第7条第1号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合において、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、公文書の開示をすることができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、開示請求に対し、開示請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、開示請求文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(公文書の開示の決定等)

第11条 実施機関は、開示請求文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否すると

き及び開示請求文書を保有していないときを含む。)は、不開示決定をし、請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の不開示決定又は第8条の規定により開示請求文書の一部を開示しないこととする場合における当該開示しない旨の決定（次項において「不開示決定等」という。）をする場合は、前2項の規定による通知書に開示請求文書に係る公文書の開示をしない理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、不開示決定等をする場合において、開示請求文書が当該不開示決定等の日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

（開示決定等の期限）

第12条 開示決定及び前条第2項の不開示決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、同項に規定する期間内に開示決定等をする事ができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第13条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をする事により、事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、開示請求文書のうち相当の部分については当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をする事ができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、本条の規定を適用する旨及びその理由並びに残りの公文書について開示決定等をする期限を書面により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 実施機関は、開示決定等をするに当たり、開示請求文書に市、国等及び請求者以外のもの（以下この条、第17条の2及び第17条の3において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、開示請求文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と当該公文書の開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに当該公文書の開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の開示の実施）

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、請求者に対し、速やかに公文書の開示をしなければならない。

2 公文書の開示は、第11条第1項の規定による通知により実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、実施機関は、公文書の開示をすることにより当該公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他当該公文書の原本を開示しないことにつき相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものの閲覧又はその写しの交付をもって公文書の開示とすることができる。

（手数料等）

第16条 公文書の開示に係る手数料は、掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 公文書の写しを交付する場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

第2節 不服申立て等

（審査会への諮問）

第17条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、掛川市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第17条の3において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第17条の2 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第17条の3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（掛川市情報公開審査会）

第18条 第17条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、掛川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を

求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第19条の2 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

（調査審議手続等の非公開）

第19条の3 審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

（答申書の送付等）

第19条の4 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

第19条の5 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 他の制度との調整

（他の法令等による閲覧制度との調整）

第20条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人に対しても開示請求文書をこの条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつ

ては、当該期間内に限る。)は、当該開示請求文書について、当該同一の方法による公文書の開示をしないものとする。

2 他の法令等の規定による開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第3号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(図書館等が保有する公文書)

第21条 この条例の規定は、掛川市立図書館その他の市の施設において市民の利用に供することを目的として保有している公文書については、適用しない。

第3章 情報公開の総合的な推進

(市の責務)

第22条 市は、その保有する情報を積極的に市民の利用に供するため、前2章の規定により公文書の開示及び任意的開示をするほか、情報提供施策及び情報公表制度の拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第23条 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握し、正確でわかりやすい情報を迅速に提供するとともに、市民による情報の高度かつ有効な利用に供するため、情報の収集、管理及び提供の機能の強化に努めるものとする。

(情報公表制度の拡充)

第24条 実施機関は、法令等の規定により義務付けられた情報の公表制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るほか、情報の公表に適する情報を把握し、積極的に公表するよう努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

第25条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(出資法人を除く。以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する情報(当該指定管理者が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設の管理に関する情報に限る。)の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、前2項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第4章 雑則

(公文書の検索資料の作成等)

第26条 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第27条 市長は、毎年1回、各実施機関における公文書の開示の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第29条 第18条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の掛川市、大東町若しくは大須賀町又は解散前の大東町大須賀町衛生施設組合から承継された公文書（次項及び第5項においてこれらを「承継公文書」という。）については、適用しない。

(承継公文書の任意的開示)

- 4 実施機関は、承継公文書の開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 5 第16条の規定は、前項の規定による承継公文書の開示について準用する。

(経過措置)

- 6 施行日の前日までに、合併前の掛川市情報公開条例（平成10年掛川市条例第23号）、大東町情報公開条例（平成13年大東町条例第7号）又は大須賀町情報公開条例（平成13年大須賀町条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月24日掛川市条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 改正後の掛川市情報公開条例第7条の規定は、この条例の施行後にされた開示請求について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日掛川市条例第34号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月29日掛川市条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の掛川市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による公文書の開示の請求及び旧条例第22条第1項の公文書の開示の申出は、改正後の掛川市情報公開条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による公文書の開示の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧条例第17条に規定する行政不服審査法による不服申立ては、新条例第17条に規定する同法による不服申立てとみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 5 旧条例第18条第1項の規定により置かれた掛川市公文書開示審査会は、新条例第18条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（平成23年12月26日掛川市条例第27号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。